

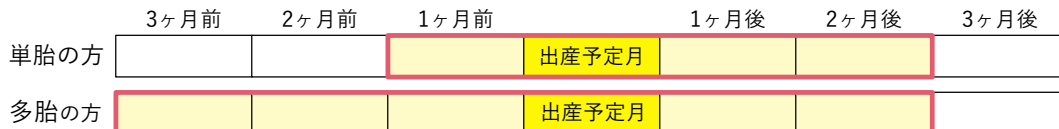
# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

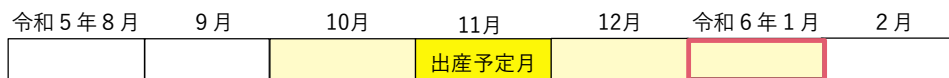


※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※保険税の賦課限度額に達している世帯については、免除を適用しても税額が変わらない場合もあります。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

…対象期間

## 届出に必要なもの

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など出産（予定）日がわかるもの（多胎妊娠の場合はそのことがわかるもの）  
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要になることがあります。
- ③ 納税義務者（世帯主）と出産される被保険者のマイナンバーがわかるもの
- ④ マイナンバーカード、運転免許証など本人確認ができるもの
- ⑤ 別世帯の方が申請される場合は、委任状

※届出がない場合でも、市で出産の事実が確認できた場合は、職権で保険税を減額する場合があります。ただし、確認できない場合は減額されないため、届出をお願いします。

## 届出先

滑川市医療保健課医療保険係 〒936-8601 滑川市寺家町104番地 TEL 076-475-1339